

戦後初期における民衆の憲法意識から学ぶ

渡 辺 賢 二

はじめに

今年(一九四七)は日本国憲法が施行されて四五年目である。そろそろこの憲法の原理が国民的に定着してよさそうなものだが事態はそんな甘いものではない。逆に、憲法の重要な柱である平和主義は、その根柢から崩されかねない様相すら呈している。PKO協力の強行可決とその施行の動きは、その象徴的事例であろう。勿論、憲法に対する国民の信頼度が失なわれたわけではない。戦後史の変遷の中で、憲法への確信は高まりつつあるというのが現状であろう。しかし、ここまで解釈改憲が進行すると法治主義そのものあり方が問われかねない所に至っていると認識する必要もあろう。そこで私たちの憲法認識のどこに問題があるのか問い直すことが求められている様に思う。小稿では、日本国憲法制定時の国民意識を分析しつつ、問い直す一つの視点をすえてみたいと考える。

一、戦後初期民衆意識の一側面

(一) 稲城第一小学校『学校日誌』より

稲城第一小学校(東京都稲城市)の『学校日誌』より、憲法制定前後の学校行事をひろってみると次のようなものがあげられる。

一九四六(昭和二一)年

四月二九日 天長節拝賀式

九月二四日 秋季皇霊祭休日

一〇月一七日 神嘗祭

十一月三日 明治節、憲法発布記念式

一月二三日 新嘗祭

一九四七(昭和二二)年

一月一日 四方拝拝賀式

一月四日 民主革命討論会

一月二一日 「ゼネストヲ中心問題トシテ」職場会開ク

一月二五日 スト第一段階突入

一月二六日 「終日静ナリ

斗争ノ早急ナル勝利ノ解決ヲ望ム、厚ク分会

ノ御勞苦ヲ謝ス、我等日本再建ノ念深シ、ゼ

ネスト可ナルベシ」

倒閣国民大会、宮城前八名参加

ストニ入ル一日前

司令部ヨリスト中止命令出ス

吾等又新発足セン

紀元節祝賀式実施

春季皇霊祭休業

四月二九日 天長節祝賀式アリ

五月三日 憲法記念日

九月二四日 秋季皇霊祭ニツキ休業

一〇月一七日 神嘗祭

一九四八(昭和二三)年

二月一一日 紀元節休業

四月三日 神武天皇祭

四月二九日 天長節式典⁽¹⁾

この史料から、第一にいえることは、憲法制定前後は、民衆運

動が大きく高揚し、「民主革命」の雰囲気のみなきに過ぎないといふことである。しかしながら第二に、学校現場では、そうした「民主革命」の動きと本来矛盾すべき、天皇制下の儀式がおこなわれている事実である。しかも、職場会で、そうしたことの是非を論じている状況はみられない。つまり、主権者としての自覚の弱さがここでは問われているように思う。

(二) 世論調査からみた国民意識

新憲法草案が公表された一九四六(昭和二一)年五月『毎日新聞』は憲法意識のアンケートを実施した。それによると七〇%の人が戦争放棄条項が必要だと答えているなど、圧倒的な支持がよせられている(五月二十七日付)。

これは、平和的、民主的憲法をのぞんでいる国民意識の反映である。しかし、一九四七年『時事通信社』が実施した「祝祭日に対する世論調査」結果は、もう一面の国民意識の存在を示している(2)。世論調査結果を下表に掲示しておこう。

この史料からは、天皇制儀式と密接に関連する祝祭日を国民自らが改善できない意識を憲法制定後も持ち続けている実態をみることができる。ここでもまた本来の主権者としての国民意識が形成されていない弱点をみることができ。

憲法を民衆は、どううけとめたか

(一) 青年団誌『稻城』にみる憲法認識

東京都稲城村(現稲城市)では、一九四六(昭和二一)年三月一日、新青年団が発足した。「新日本建設」Ⅱ村の再興にむけて青年たちは活動を開始したのである。

一九四七(昭和二二)年六月二十五日、稲城村青年団は団誌『稻城』を創刊した。その巻頭言は「民主日本建設の平和の鐘は鳴りひびき新憲法は発布された。建設へく我等は足並を揃えスクラムを組んで。

若き熱と意気と力とを持った、吾等ではなくて誰がそれを成しとげよう。／春、春。大地に我等の心は満ち満ちてり。うららかな春、そして平和への、自由への、解放への春。我等の希望は何か。名譽か、地位か、金錢か。否！ 否！ 理想的社会、多くの人達の幸は社会、目醒めた個性、知性豊かな個人の完成。／これこそ我等の希望なのだ。／ここに『稻城』第一号を送る。諸君の愛護を祈るや切なり。／文化部」と意気高く述べている。新憲法のもとの村の再建の決意をみることができ。

『稻城』には女性も多数投稿しているが、それらの中には、眞の男女平等を求める声が大きいのが特徴である。例えば、大丸の斎藤ふじ子は「新憲法と男女平等」と題して「日本社会の封建制より日本婦人を解放し以て女性の地位を向上せしめることは正しく新民主主義原理の要請する最大の問題でなければならぬ」と述べ、新憲法

◎ 現行祝祭日について

	おいておく	廃止する
元旦祭 (1月1日)	92.1%	7.9%
元始祭 (1月3日)	64.5%	45.5%
新年宴会 (1月5日)	51.3%	48.7%
紀元節 (2月11日)	89.0%	11.0%
春季皇霊祭 (3月)	86.5%	13.5%
神武天皇祭 (4月3日)	60.5%	39.5%
天長節 (4月28日)	91.3%	8.7%
秋季皇霊祭 (9月)	86.3%	13.7%
神宮祭 (10月17日)	75.7%	24.3%
明治節 (11月3日)	74.4%	25.6%
新嘗祭 (11月23日)	77.7%	22.3%
大正天皇祭 (12月25日)	42.4%	57.7%

◎ 新しい祝祭日について

	もうける	いらない
新年 (1月1日~3日)	79.4%	20.6%
憲法記念日 (5月3日)	85.2%	14.8%
終戦記念日 (8月15日)	51.2%	48.8%
祖先の日 (2月11日)	86.2%	13.8%
母の日 (3月6日)	65.5%	34.5%
花まつり (4月8日)	55.9%	44.1%
節分 (3月)	64.1%	35.9%
クリスマス (12月25日)	56.8%	43.2%
労働祭 (5月1日)	60.4%	39.6%

一四条・二四条などの実現を求めている(3)。
憲法を積極的のうけとめ、それを指針にして民主的な人間関係を基礎とした村づくりをはかろうとする動きと評価できよう。

(二) 日下部長作氏の憲法認識

日下部長作氏は前日弁連副会長である。一九二六(昭和元)年小田原生れの彼は、一九四六(昭和二一)年一月八日、青年団主催の憲法講演会に参加した。そして、その日の日記に次のように記している。

かかる民主憲法を与えられねばならなかった事は悲しむべき事である。求められることを忘れた国民こそ崇高なる世紀の悲劇を踏みこむ冒瀆者である。与えられねばならなかった自己を省察せよ。その自覚こそ新憲法を新憲法たらしめ、且又自由への熱烈なる要求たらしめる。心ある同志よ、最も哀悼の中に新憲法を祝おうではないか(4)。

自らの力で、明治憲法を克服できなかった悔しさを自覚しつつ、新憲法を自らの血肉にしていこうとする姿勢をここではみることが出来る。

小田原は、御承知のように、大正デモクラシー期には、福田和夫の『民衆』誌がだされていた地であり、戦後も青年団運動が活発な所であった。日下部氏の属した早川青年団は『はやかは』(5)という機関紙を発行しているが、その八号(一九四七年三月一日号)には「農民の手に依る農村の協同社会化」をめざすことがのべられており、川崎長太郎氏を囲む、「文学を語る会」をおこなったり、政党立会演説会を実施したりしていることが報じられている。自らが日本の主権者にふさわしくなるよう自己変革しようとする動きとみることが出来る。

(三) 憲法は、民衆に定着したか

今までみてきたように、戦後初期の民衆は戦前に強固に型づくら

れた天皇制の呪縛から解放されず、それをひきづってきたことをまづ考えなくてはならない。そして、そのもつ意味は、自らが真の主権者になりえていないという点と結びつくこととなる。

同時に、戦後初期の民衆運動の高揚や青年団などを中心とした「新日本再建」にむけてのとりくみの中で、憲法が重要な指針とされたこと、男女平等の原則が、女性の解放への道を確固として定めたことなど、憲法に対する民衆の信頼を実践的に高めていったことも確認しなくてはならない。しかし、国民的な共通認識を強固につくる前にアメリカの逆コースの押しつけと従属化の強制という歴史的な変遷の中で、その定着化は先送りとなったのである。したがって今日の私たち自身もまだ十分、主権者としての認識の確立がみられているとはいいがたい問題を残したのである。

私たちは、戦後初期の民衆の憲法意識の分析から主権者になるための一つの課題を考えることができると思う。

註

(1) 『稻城市史』下巻参照。

(2) 『GHQに提出された文書』の中に収録されていたもので古関彰一氏より提供していただいた。

(3) 『稻城市史』下巻参照。

(4) 神奈川憲法研究会において日下部長作氏が提供してくれた。

(5) 日下部氏などが発行した機関紙。